

事業者の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ 中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ 中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

労働基準監督署では「働き方改革」への取り組みを支えるため

訪問支援

を行っています。

時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
長時間労働の削減に向けた取り組み
時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

専門の「労働時間相談・支援班」が、このようなお悩みについて、
個別訪問により、解決策をご提案しています。

お気軽に、労働基準監督署にお申込みください。

室蘭労働基準監督署

〒051-0023 室蘭市入江町1番地13

電話番号：0143-23-6131

室蘭地方合同庁舎4階

FAX番号：0143-22-5213



室蘭労働基準監督署

「働き方改革」への取り組みを支えるための
訪問支援についての申込書

訪問支援は労働基準監督署が行う調査ではありません。

希望される事業者の方には、労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が個別に訪問し、労働時間制度について御説明等を行いますので、訪問支援を希望される場合は、以下に御記入のうえ、FAX又は郵送により支援班あて御提出ください。

後日、担当者から電話等により御連絡し、訪問日時を調整させていただきます。

■説明を受けたい事項を選んで、○をしてください。(いくつでも)

- ▽ 法制度について
 - ▽ 労務管理について
 - ▽ 長時間労働の削減について
 - ▽ 北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターについて
 - ▽ その他(他に希望する事項がある場合は、記入してください。)
- ()

平成 年 月 日

事業場(会社)名

担当者職氏名

電話番号

提出先 室蘭労働基準監督署 支援班

所在地：室蘭市入江町1番地13

室蘭地方合同庁舎4階

電話番号：0143-23-6131

FAX番号：0143-22-5213